

ローズカード会員規約 新旧対照表

旧	新
<p>第2条 第7項</p> <p>7. 会員と当社との契約は、当社が<u>入会を承認したときに成立します。</u></p>	<p>7. 会員と当社との契約は、当社が<u>所定の手続きを完了したときに成立するものとします。</u></p>
<p>第3条 第2項・第3項</p> <p>2. <u>また、将来本規約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知(変更日の30日前から、当社のホームページに掲示する等)いたします。</u></p> <p>3. <u>当社が変更内容を通知した後、もしくは告知した後、30日以上経過した後、会員がカードを使用した場合、または、退会の申出がなかった場合は、変更事項を承認したものとみなします。</u></p>	<p>2. <u>当社は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、次項に定める方法により、本規約(これに付随する規定、特約等を含みます。)を変更することができます。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項に基づいて本規約を変更するときは、本規約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて(会員の利益に適合する変更の場合以外はあらかじめ)公表するほか、必要があるときはその他相当な方法で周知するものとします。</u></p>
<p>第11条 第5項(1)</p> <p>5. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じたうえで、1項により取得した個人情報の一部または全部を提供することに同意するものとします。 (1)法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含みます。)に基づいて、公的機関等に対して1項により取得した個人情報を提供する場合。</p>	<p>5. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じたうえで、1項により取得した個人情報の一部または全部を提供することに同意するものとします。 (1)法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含みます。)に基づいて、<u>連帯保証人</u>、公的機関等に対して1項により取得した個人情報を提供する場合。</p>
<p>第29条 第2項 (4)</p> <p>2. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。 (1)～(3)省略 (4)会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸し、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。</p>	<p>2. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。 (1)～(3)省略 (4)会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸し、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたことを<u>当社が認識したとき。</u></p>

第43条 第1項・第5項・第6項

1. 会員は、カードを呈示し、所定の売上票等にカードと同一のご自身の署名を行うことによって、物品等の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。なお、売上票等への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作することにより同様のことができます。

5. 当社、提携カード会社、JCBの加盟カード会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、あるいは提携クレジットカード会社、JCBの加盟カード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

6. 当社、提携カード会社、JCBの加盟カード会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、当該加盟店に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を、提携カード会社、JCBの加盟カード会社を経由して当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

1. 会員は、カードを呈示し、所定の売上票等にカードと同一のご自身の署名を行うことによって、物品等の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。会員に貸与されたカードがICクレジットカード(ICチップをカード券面に埋め込んだクレジットカード)である場合には、ICクレジットカード用端末機を設置した所定の加盟店において、売上票への署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等に入力することによりカードを利用することができます。

5. 当社、提携カード会社、JCBの加盟カード会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、あるいは提携クレジットカード会社、JCBの加盟カード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ承諾し、当該債権譲渡に際し、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、先履行の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁、弁済の抗弁その他抗弁(ただし、第49条の支払停止の抗弁を除きます。)を主張しないことを承諾するものとします。

6. 当社、提携カード会社、JCBの加盟カード会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、当該加盟店に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を、提携カード会社、JCBの加盟カード会社を経由して当社に譲渡することにつき、あらかじめ承諾し、当該債権譲渡に際し、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、先履行の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁、弁済の抗弁その他抗弁(ただし、第49条の支払停止の抗弁を除きます。)を主張しないことを承諾するものとします。

第46条 第1項(1) 第2項(1)

1. 本会員が、カードショッピングの分割支払金を遅滞したとき(2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよびボーナス一括払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額と、分割支払金の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。

1. 本会員が、カードショッピングの分割支払金を遅滞したとき(2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよびボーナス一括払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額と、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。

2. 本会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 1 項(1)の取引については、分割支払金の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額。

2. 本会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 1 項(1)の取引については、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額。